

「こころの鈴」(子どもの権利相談室)

悲しいとき、こまったときなど、自分や友達の権利が守られていないと感じたときは、「こころの鈴」にお話ししてください。

- いつ? 月～木・土曜日 午後1時～午後6時
金曜日 午後1時～午後8時

- どうやって? 電話 0120-200-195 (無料)
メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
会いに行く 松本市役所大手事務所2階

※ 名前や学校名は言わなくてもいいです。秘密は絶対守ります。

※ うれしいことがあったときのお話も、聞かせてくださいね。



わたしの「子どもの権利」せんげん!

自分やみんなの権利を守るために、次のことを大切にします。
(漢字をたくさん覚える、友達のいやがることをしないなど)

1: _____

2: _____

3: _____



令和5年度 小学4～6年生向け 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」
令和5年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会

編集 松本市こども部こども育成課・松本市教育委員会学校教育課学校支援室

問い合わせ 松本市こども部こども育成課 こども政策担当

住所:〒390-8620 松本市丸の内3-7

電話:0263-34-3291 ファックス:0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。

れいわ
令和5年度 小学校4～6年生向け 子どもの権利学習パンフレット

あかるいみらい



「子どもの権利」って?

子どもの権利とは、子どもたち
が元気に成長していくために、
大切なものです。

年 組 名前 _____

みんなの学校がある、この松本市には、「松本市子どもの権利に関する条例」という決まりがあります。これは、大人も子どもも、みんなで「子どもの権利」を大切にしていくための決まりです。

それでは、どうして「子どもの権利」が大切なのか、条例(決まり)には、どんなことが書いてあるのか、学習していきましょう。

毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

「子どもの権利」って、なに?

子どもの権利は、子どもが元気に成長するために大切なものです。すべての子どもが持っています。友達と遊べることも学校に行けることも権利があるからできることなのです。
松本市では、次の4つの子どもの権利を大切にしています。

① 自分の力で成長する権利

権利があると…

- 自分でできることは、自分の力で取り組むことができる
- わからないことがあつたら教えてもらえる



あなたはどちらですか? 当てはまる方に○をしてみよう!

権利が守られている

権利がないと…

- ×自分でできることもやらせてもらえない
- ×わからないことがあっても



権利が守られていない

② 安心して生きる権利

権利があると…

- 家族や友達から大切にされ、仲良くできる
- ごはんを毎日食べることができる



あなたはどちらですか? 当てはまる方に○をしてみよう!

権利が守られている

権利がないと…

- ×家族や友達から



×食べるものがなくて、おなかがすいている

③ 自分らしく生きる権利

権利があると…

- 自分の考えを聞いてもらえる



- 個性を大切にしてもらえる

権利がないと…

- ×自分の考えを



×何でも大人の言うとおりにしないと怒られる

あなたはどちらですか? 当てはまる方に○をしてみよう!

権利が守られている

権利が守られていない

④ 社会に参加する権利

権利があると…

- 地域の行事や活動に参加することができる
- 地域の行事や活動について、自分の意見を言うことができる



権利がないと…

- ×地域の行事や活動に参加させてもらえない
- ×自分の意見があつても



あなたはどちらですか? 当てはまる方に○をしてみよう!

権利が守られている

権利が守られていない

1つでも「権利が守られていない」に○があったり、こまっていることがあれば家族や先生、友達に相談をしましょう。

周りの人に相談できない時は、こころの鈴の人に話を聞いてもらいましょう。

詳しくは次のページを見てください